

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 よくあるお問い合わせ

※下線部が前回からの更新箇所となります。

### 内容

【支給対象について】 .....	3
Q 協力金の支給要件を教えてください。 .....	3
Q 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。 .....	3
Q 大企業（みなし大企業を含む）や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、 個人事業主は、協力金の対象となりますか。 .....	3
Q 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。 .....	3
Q 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。 .....	3
Q 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。 .....	3
Q 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。 .....	3
Q 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象 となりますか。 .....	4
Q イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。 .....	4
Q 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。 .....	4
Q 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。 .....	4
Q 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後 9 時以降営業している（または、完全予約制で営 業している）場合は、協力金の対象となりますか。 .....	4
Q 午後 8 時まで営業している店舗が午後 7 時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 .....	4
Q 午後 9 時を超えて営業している店舗が、午後 9 時から午前 5 時までの間、テイクアウトやデリバ リーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。 .....	4
Q テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象になりますか。 .....	4
Q 新潟市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。 .....	5
Q 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。 ..	5
Q 午後 9 時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいいますか。 .....	5
Q 要請に応じて午後 9 時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めること にしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。（例：午後 7 時 から午前 0 時⇒午後 5 時から午後 9 時など。） .....	5
Q 24 時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。 .....	5
Q 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。 .....	5
Q ホテル内のレストランは協力金の対象となりますか。 .....	5

【申請について】 .....	5
Q どのように申請したらよいですか。 .....	6
Q 申請の際、必要な書類はありますか。 .....	6
Q 営業時間短縮の実施業況がわかるものとはどのようなものですか。 .....	6
【協力金の支給について】 .....	6
Q 協力金はいくら受け取れるのですか。 .....	6
Q 1日の売上高はどのように計算しますか。 .....	6
Q 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるのですか。 .....	6
Q いつから支給されますか。 .....	7

**【支給対象について】**

**Q 協力金の支給要件を教えてください。**

- A 1. 新潟市内で食品衛生法第 52 条に定める営業許可を取得している次の施設を運営していること
- ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等
  - ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等
2. 協力要請の対象期間すべてにおいて、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと  
対象期間：令和 3 年 4 月 21 日（水）0 時～5 月 9 日（日）24 時  
要請内容：午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後 8 時まで）  
※従前から午前 5 時から午後 9 時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請対象外。
3. 新潟市のホームページに掲載している「事業者向け新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン集」を確認し、感染防止対策を実施していること。

**Q 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。**

- A 新潟市内に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象となります。

**Q 大企業（みなし大企業を含む）や 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。**

- A 酒類を提供する飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

**Q 「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」のどちらに該当しますか。**

- A 社交飲食店営業許可証（風営法第 2 条第 1 項第 1 号）の取得が必要な営業を行っている場合は「接待を伴う飲食店」となります。それ以外で、飲食店営業許可を取得が必要な営業を行っており、酒類を提供している場合は「酒類を提供する飲食店」となります。

**Q 「酒類を提供する」とはどのような営業形態が対象となりますか。**

- A 酒類を器に注いで（または、缶や瓶などを開封して）提供する形態での営業が対象となります。例えば、缶や瓶などを販売し、客が各席でそれを飲食するだけといった形態は「酒類を提供する」にあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

**Q 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。**

- A 酒類を提供していない飲食店は、原則として時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている「接待を伴う飲食店」は対象となります。

**Q 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。**

A 酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

**Q 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。**

A 時短要請の対象となる店舗で、飲食スペースが区分されている場合は、そのスペースを時短営業した場合は対象になります。飲食スペースが区分されていない場合は施設全体の時短営業が必要となりますので、酒類を提供する店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短営業要請に対応したことにならず協力金の対象となりません。

**Q イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。**

A イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、「酒類の提供」にはあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

**Q 要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象になりませんか。**

A 全期間時短営業を実施いただけない場合は対象となりません。時短要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

**Q 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。**

A 時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

**Q 営業時間を定めず、客の来店状況に応じて午後9時以降営業している（または、完全予約制で営業している）場合は、協力金の対象となりますか。**

A 実態として午後9時から午前5時までの間、営業している場合は対象となりますが、申請の際、営業していたことがわかるものが必要となります。

**Q 午後8時まで営業している店舗が午後7時まで時短営業した場合、協力金の対象となりますか。**

A 通常、午後9時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

**Q 午後9時を超えて営業している店舗が、午後9時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象となりますか。**

A 時短要請の対象となる店舗で、午後9時から午前5時の間、店内営業を行っていないければ、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

**Q テイクアウトやデリバリーのみで終日営業している店舗は協力金の対象となりますか。**

A テイクアウトやデリバリーは協力要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

**Q 新潟市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。**

A 新潟市内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力いただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

**Q 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。**

A 令和3年4月20日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後9時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

**Q 午後9時までの時短営業とは、具体的にどういった状況のことをいいますか。**

A 午後9時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時までに酒類の提供を終了し、午後9時に閉店できるよう対応をお願いします。

**Q 要請に応じて午後9時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力の対象となりますか。（例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後9時など。）**

A 今回の要請は、午後9時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後9時から午前5時までの間の営業を行わなければ、協力金の対象となります。

**Q 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。**

A 令和3年4月21日（水）0時から令和3年5月9日（日）24時までの間、毎日、午前5時から午後9時までの範囲で営業を行っていただければ対象となります。

**Q 百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は協力金の対象となりますか。**

A テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、午後9時から午前5時の間に営業を行っている店舗は対象となります。

**Q ホテル内のレストランは協力金の対象となりますか。**

A 従来、午後9時から午前5時の間に営業しており、酒類の提供を行っていれば対象となります。なお、（協力金は飲食店営業許可書を基準に店舗数を算定します。そのため）同フロアにある複数のレストランに対して、フロアに1つある厨房・キッチンについてのみ飲食店営業許可書を取得している場合等は、協力金の申請は1店舗の支給となります。

**【申請について】**

**Q どのように申請したらよいですか。**

A 申請の受付は令和3年5月10日（月）以降を予定しており、具体的な申請方法等は、決まり次第、市のホームページに掲載します。

**Q 申請の際、必要な書類はありますか。**

A 申請にあたっては以下の書類の提出をお願いする予定です。

- ・申請書
- ・飲食店営業許可の写し
- ・店舗の前年度または前々年度の飲食部門の売上高がわかるもの（確定申告書類ほか）
- ・店舗の今年度の飲食部門の売上高がわかるもの
- ・営業時間短縮の実施状況がわかるもの
- ・外観写真（店舗名が確認できるもの）
- ・内観写真（感染対策をしていることが確認できるもの）
- ・酒類を提供していることがわかるもの
- ・申請者本人確認書類（個人事業主のみ）
- ・申請者の銀行口座通帳の写し

**Q 営業時間短縮の実施業況がわかるものとはどのようなものですか。**

A 「営業時間短縮の実施状況がわかるもの」については、「通常の営業時間・時間短縮営業の実施期間・短縮後の営業時間」の告知をするチラシ等を掲示した様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等を用意してください。

**【協力金の支給について】**

**Q 協力金はいくら受け取れるのですか。**

A 1店舗あたり47.5万円から380万円（予定）

※国の方針を踏まえ、今後詳細を決定

（参考）協力金の算定における国の方針

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が		
		8万3333円以下の場合	8万3333円～25万円の場合	25万円以上の場合
中小 企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	<b>47.5万円</b> 2.5万円/日 ×19日間	<b>47.5万円～142.5万円</b> 2.5～7.5万円/日×19日間	<b>142.5万円</b> 7.5万円/日×19日間
	B 売上高減少額による方法	【計算式】前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4×19日間		
大企業(売上高減少額による方法)		【上限額】380万円(20万円×19日間)又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3×19日間のいずれか低い額		

**Q 1日の売上高はどのように計算しますか。**

A 現時点で、計算方法が確定していないため、決まり次第、市のホームページに掲載します。

**Q 店舗をオープンしたばかりで前年度または前々年度の売上実績がない場合、いくら受け取れるので**

すか。

A 現時点で、計算方法が確定していないため、決まり次第、市のホームページに掲載します。

**Q** いつから支給されますか。

A 申請受付後、書類審査等を経て、5月下旬に支給開始を予定しています。